

アクセス抑止方策に係る検討の論点

< 検討の前提について >

○海賊版サイトの被害状況について

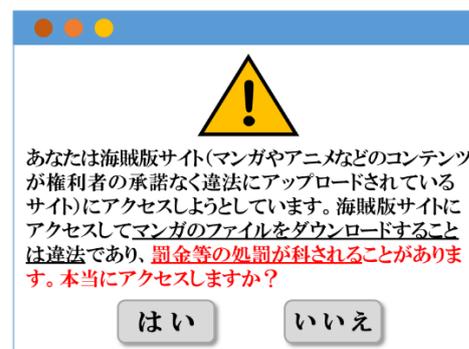
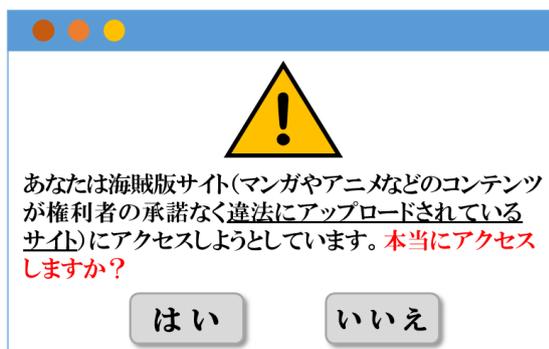
「海賊版サイト」とは、マンガやアニメなどのコンテンツが権利者の承諾なく違法にアップロードされているサイトをいいます（例：漫画村、Anitube、MioMio など）。

近年、運営管理者の特定が困難であり、違法コンテンツの削除要請に応じない悪質な海賊版サイトが出現しています。海賊版サイトの存在は、これらがかつて例のない規模の利用者数を獲得することにより、順調に拡大しつつあった電子コミック市場の売上が激減し、権利者の利益が著しく損なわれるなどしているため、大きな社会問題となっています。

出版広報センターの推計によると、現在、最大手リーチサイト（海賊版コンテンツのファイルへのリンクを掲載しているサイト）から1ヶ月間にダウンロードされている侵害ファイル数は260万件に上ります。

○アクセス警告方式について

現在、インターネット上の海賊版サイトへのアクセスを抑制するため、通信事業者がインターネット接続サービスプロバイダ（以下「ISP」といいます。）のネットワーク上でユーザのアクセス先（海賊版サイト以外のサイトへのアクセスも含まれます。）をチェックし、特定の海賊版サイトへのアクセスを検知した場合、例えば以下のイメージ図のような警告画面を表示させる仕組みについて検討が行われています。



このように、ISP が各ユーザのアクセス先をチェックする場合、原則として、ISP はチェックを行うことについて事前にユーザの同意を得ることが必要と考えられます。

以下、ISP がユーザの同意に基づいてネットワーク上でアクセス先のチェック及び警告表示を行うことを「アクセス警告方式」といいます。

○ユーザによる海賊版コンテンツのダウンロード行為の適法性等について

ユーザが海賊版サイトへアクセスすることや、同サイトでファイルをダウンロードすることなく閲覧する行為は、現行の著作権法上、違法ではありません。また、マンガなどの静止画（書籍）について海賊版ファイルをダウンロードすることも違法ではありません。なお、著作権を侵害する静止画（書籍）のダウンロードの違法化のための法制度整備を速やかに行うこととされています（2019年3月29日 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合（第4回）資料参照）。

○その他アクセスを効果的に抑制するための方策について

その他アクセスを抑止する方策として、ネットワーク側ではなくユーザの端末側で、「アクセス警告方式」と同様の警告画面の表示を、ユーザの同意に基づき実施する方法も想定されます。具体的には、フィルタリングサービス（保護者の同意に基づき、青少年がアクセスできるサイトを制限する機能。フィルタリングには複数の方式があるが、現在スマートフォンにおけるフィルタリングは端末側におけるアプリやOSの機能を利用して実施することが主流。）と類似の方法などが考えられます。

＜検討・実施に当たっての基本的な考え方及び進め方について＞

論点 1：アクセス抑止方策の検討に際しては、インターネット上の海賊版の現状について関係者の共通認識のもとで議論を進めるべきではないか？

論点 2：インターネットの特徴や役割を踏まえて、あるべきネットワークの姿は何かを考慮しつつ議論を進めるべきではないか？

⇒・アクセス抑止方策を検討するに当たっては、基本的な考え方として、自律分散協調により維持されてきたシステムであるというインターネットの特徴、自由な情報の流通の確保によるイノベーションや表現活動の基盤としてのインターネットの役割を踏まえて、当該手法がこれらインターネットの特徴や役割にどのような影響を与え得るか等を念頭に議論を進めるべきではないか？

論点 3：具体的な方策の検討に当たっては、海賊版サイトにアクセスするユーザにとどまらず、多くのネットユーザにも影響があり得ることから、幅広いユーザの声に耳を傾け、ユーザの理解を十分に得て進めることが必要ではないか？

⇒・海賊版による被害実態及びその対策の必要性や、アクセス抑止方策によりユーザの通信の秘密の保護等に一定の不利益が生じ得る点について、ユーザの理解を得た上で、アクセス警告方式に対するユーザの受け止め方を把握して検討を進めることが必要ではないか？

論点 4：アクセス抑止方策の実際の導入に向けた詳細調整・実施は、民間部門において主体的・主導的に進められるべきではないか？

⇒・民間部門の各ステークホルダーが課題や現状についての認識を共有するとともに、相互理解の下で連携・協力して進めていくことが必要ではないか？

・公的部門は民間の各ステークホルダーの連携・協力、及び相互理解が進むよう、その後押しとなる支援を行うことが適当ではないか？

<アクセス警告方式の実現に向けた検討課題>

論点5：アクセス警告方式を何のために行うのか、どのような意味を持つのか等、実施の前提について議論すべきではないか？ユーザによる海賊版コンテンツのダウンロード行為が違法か違法でないかによって、違いがあるか？

⇒・ユーザによる海賊版コンテンツのダウンロード行為が違法とされている場合とされていない場合とで、アクセス警告方式の意義、また、同方式を実施するプロバイダの役割等に相違があるか？

- ・アクセス警告方式に対するユーザの受け止め方を把握する際にも、ユーザによる海賊版コンテンツのダウンロード行為が違法である場合と違法でない場合を区別して行うべきではないか？

論点6：アクセス警告方式にはどのようなメリット・効果があると考えられるか？

⇒・アクセス警告方式の実現に向けた検討を行う前提として、海賊版対策の手法として、アクセス警告方式にどのようなメリットがあるのか整理する必要があるのではないか？

- ・(後述の) 端末側における検知及び警告表示と比較して、ネットワーク側で実施する必要性やメリットについて検討する必要があるのではないか？

論点7：アクセス警告方式の実施の前提としての法的整理に関し、個別の同意が必要か、あるいは、包括同意で足りると整理することが可能か？

具体的には、ISPがこれを実施するには、全てのユーザのアクセス先をチェックする必要があり、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める通信の秘密の規定との関係が問題となる。ISPが各ユーザの同意を得た上で実施すれば、通信の秘密の問題をクリアすることが可能であるが、この「同意」について、個々のユーザごと

に個別に同意を得ること（＝個別同意）が必要か、あるいは、事前に約款等に記載することでユーザから包括的な同意を得ること（＝包括同意）をもって有効な同意があると整理することが可能か？

- ⇒・包括同意で足りると認められるのは、ユーザの同意に関する既存の類似の施策に係る法的整理に照らすと、通常のユーザであれば同意することが想定し得るケースであることが必要であると考えられることから、個別同意が必要か、包括同意で足りるかについて整理するに当たっては、ユーザのアクセス警告方式についての認識や意向をできるだけ幅広く把握した上で、それを踏まえて結論を出すことが適当ではないか？
- ・上記に加えて、契約約款等による包括同意を有効な同意とするためには、通信の秘密の性質や、ユーザの同意に関する既存の類似の施策に係る法的整理に照らすと、ユーザに将来不測の不利益が生じないように、①ユーザが、一旦契約約款等に同意した後も、随時、同意内容を変更（設定変更）できる契約内容であること、②同意（及びその変更）の有無にかかわらずその他の条件が同一であるなど、同意しないユーザの利益が侵害されないようにすること、③当該契約約款等の内容や、事後的に同意内容を変更（設定変更）できること及びその変更方法についてユーザに相応の周知や説明がされていること、等の条件を満たす必要があるのではないか？

論点 8：アクセス警告方式に関する技術的な課題はあるか？

- ⇒・技術専門家の意見を聴取する等により、技術的な課題や実現可能性を明らかにする必要があるのではないか？
- ・アクセス警告方式として複数の手法が考えられるが（例えば、①DNS サーバ、②プロキシサーバ、③ISP のネットワーク機器等において通信を検知して警告画面を表示する手法等）、それぞれの技術面でのメリット・デメリットを整理することが適当ではないか？

論点 9：アクセス警告方式の導入及び実施のためのコストについて、どのように考えるか？

- ⇒ ・ISP 等の意見を聴取する等により、想定されるコストを明らかにする必要があるのではないか？
- ・アクセス警告方式として複数の手法が考えられるが、それぞれのコスト面でのメリット・デメリット及び負担の在り方を整理することが適当ではないか？

論点 10：その他、導入に当たって、法的・技術的課題以外に検討すべき事項はあるか？

＜その他アクセスを効果的に抑制するための方策に係る検討＞

論点 11：端末側での対応策にはどのようなメリット・効果があると考えられるか？

- ⇒ ・ 端末側での対応の実現に向けた検討を行う前提として、海賊版対策の手法として、端末側での対応にどのようなメリットがあるのか整理する必要があるのではないかと？
- ・ 施策の効果を高めるための工夫として、どのような方法があるか。例えば、有料の正規版サイトを一定時間閲覧できるようになる等のインセンティブが考えられるか？

論点 12：フィルタリング等の端末側での対応策はどのような方法が考えられるか？

- ⇒ ・ アクセス警告方式は、ネットワーク側で警告画面を表示させる手段以外にも、既存のフィルタリング等の手法を参考に、端末側における複数の手法が考えられるのではないかと？

論点 13：端末側での対応策はどのような技術的課題があるか？

- ⇒ ・ ネットワーク側での対応策と同様に、技術専門家の意見を聴取する等により、技術的な課題や実現可能性を明らかにする必要があるのではないかと？端末側での対応策として考えられる複数の手法について、それぞれの技術面でのメリット・デメリットを整理することが適当ではないかと？

論点 14：端末側での対応策の導入及び実施のためのコストについて、どのように考えるか？

- ⇒ ・ ネットワーク側での対応策と同様に、ISP等の意見を聴取する等により、想定されるコストを明らかにする必要があるのではないかと？端末側での対応策として考えられる複数の手法が考えられるが、それぞれのコスト面でのメリット・デメリット及び負担の在り方を整理することが適当ではないかと？

論点 15：その他、端末側での対応策の導入に当たって、法的・技術的課題以外に検討すべき事項はあるか？